



三重県公報

平成28年8月5日(金)

第 2824 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
8	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
告 示			
519	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課)	2
520	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 課)	2
521	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	3
522	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	3
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男 女 共 同 参 画 ・ N P O 課)	3
	同伴	(同)	4
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	4
	同伴	(同)	4
	農用地利用配分計画の認可の申請があった旨及びその縦覧	(担 い 手 支 援 課)	5
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(廃 棄 物 適 正 処 理 プ ロ ジ ェ ク ト チ ーム)	6

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成二十八年八月五日

三重県公安委員会委員長 山本 進

三重県公安委員会規則第八号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
三重県道路交通法施行細則(昭和四十二年三重県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。
別表第三の一の項中「伊坂町字古屋敷一〇六〇番八」を「小牧町字野畑二二五番一〇」に改め、同表中二二三の項を二二四の項とし、二八の項から二二二の項までを一項ずつ繰り下げ、三七の項の次に次のように加える。

Table with 3 columns: Item No., Description, and Location. Item 222: 一般国道四七五号, 三重県員弁郡東員町大字長深字坂井二七八番一から三重県四日市市北山町字中ノ山一九〇九番二四まで

附 則

この規則は、平成二十八年八月十一日から施行する。

告 示

三重県告示第 519 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 28 年 8 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

Table with 6 columns: Medical Facility Type, Name, Location, Designated Medical Category, Responsible Medical Type, Designation Date. Includes entries for Pharmacy, Home Care, and Home Care in Sanami City.

三重県告示第 520 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を次のとおり指定します。

平成 28 年 8 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定区域
指定番号 17
鈴鹿市稲生町字稲生山 7992 番 166、7992 番 170 の一部、7992 番 171 から 173 まで及び 8326 番 6 の一部並びに同市稲生町字正助谷 8326 番、8327 番の一部及び 8334 番 11 から 13 まで
2 埋立地の区分
指定番号 17
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第3号ロに規定する埋立地
3 資料の閲覧

指定番号 17

指定に係る指定台帳及び図面は、三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課及び鈴鹿地域防災総合事務所に備え置いて閲覧に供します。

三重県告示第 521 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 28 年 8 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 横輪南勢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市矢持町下村字田代 749 番 1 地先内	旧	12.70～22.70	43.00
	新	12.70～23.10	43.00

三重県告示第 522 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 28 年 8 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 田光梅戸井停車場線	三重郡菰野町大字小島字鶴沢谷 2461 番 1 から いなべ市大安町梅戸字鶴沢 1400 番 130 まで	平成 28 年 8 月 5 日

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 28 年 9 月 26 日まで縦覧に供します。

平成 28 年 8 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成 28 年 7 月 21 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 みえ減災啓発支援ネット
 - (2) 代表者の氏名
加藤 昌弘
 - (3) 主たる事務所の所在地
四日市市蔵町四丁目 17 番地 四日市市なやプラザ
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民・学生児童及び諸活動のグループ等に対して、予想される地震災害はもとより、風水害等自然災害などあらゆる災害への防災・減災啓発活動に関する事業を行い、地域住民等が災害への事前の備えを積極的に取り組み、被災の程度・状況を減ずること、および発災時に復旧・復興が出来るよう、寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成28年9月27日まで縦覧に供します。

平成28年8月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成28年6月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 くわな発達支援塾
- (2) 代表者の氏名
山本 将士
- (3) 主たる事務所の所在地
桑名市島田697番地5
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、軽度発達障害や未診断でつまずきのある子どもたちを対象に、心理カウンセリングの提供と個々のニーズに合った学習支援や運動支援、社会性の形成支援などの教育支援事業を行うとともに、その関係者に対する相談や研修会、ニュースレターの発行などの支援・普及・啓発事業を実施することで、特別な教育的ニーズを求める者に、迅速な支援が受けられる環境づくりを進めることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年8月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日
平成28年7月27日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 遊休農地活性化楽農倶楽部
- (2) 代表者の氏名
菅瀬 博文
- (3) 主たる事務所の所在地
四日市市三重六丁目23番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、遊休農地の耕作に関する事業を行い、農業を活性化させるとともに、地元産の農産物を市民に提供し、地産地消を推進し、加えて市民の健康づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年8月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日
平成28年7月27日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 あいあい

(2) 代表者の氏名

湯浅 しおり

(3) 主たる事務所の所在地

尾鷲市矢浜一丁目 15 番 45 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、様々な援助を必要とする人々に対して、福祉や生活に関する事業と体力向上・健康の維持増進を図るための事業を行い、もって全ての人があいつまでも自分らしく誇りと尊厳をもちながら安心して暮らしていくことのできる地域社会の創設に努め、福祉の向上及び社会全体の利益の増進と健康的なまちづくりに寄与することを目的とする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第 3 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成 28 年 8 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
齋藤 昇次	員弁郡東員町大字南大社 1291 番地 1	員弁郡東員町大字南大社字中條 1013 ほか 5 筆
伊藤 進二	四日市市北野町 37	四日市市北野町 775 ほか 1 筆
川嶋 日出男	四日市市北野町 22-1	四日市市北野町 647
川嶋 良昭	四日市市北野町 18	四日市市北野町 707
伊藤 明洋	四日市市北野町 24	四日市市江村町 975
川嶋 昭剛	四日市市北野町 70-1	四日市市江村町 976
森日光 有限会社	四日市市別名二丁目 11-24	四日市市大字羽津松の木 531 ほか 7 筆
伊藤 博和	四日市市垂坂町 553	四日市市西坂部町 4895 ほか 9 筆
齋藤 悟	四日市市市場町 1276-3	四日市市西村町中田 4843
赤尾 和博	四日市市河原田町 2236	四日市市河原田町芦水 1866-2 ほか 3 筆
河合 正一	四日市市河原田町 2229	四日市市河原田町鎌田 1848-1 ほか 1 筆
伊藤 元	四日市市楠町北五味塚 1734-1	四日市市楠町北五味塚蟹 1880-1 ほか 3 筆
中村 昭友	四日市市楠町北五味塚 78	四日市市楠町北五味塚蛇池 1555-1 ほか 1 筆
須藤 吉弘	四日市市楠町小倉 387-1	四日市市楠町小倉屋敷浜 422-1 ほか 6 筆
波田 一政	四日市市楠町小倉 693	四日市市楠町小倉新割 2143-1 ほか 4 筆
上 尚朗	四日市市采女町 1726-3	四日市市采女町石田 1393 ほか 1 筆
黒田 清和	三重郡菰野町小島 81	三重郡菰野町大字田口字山添 2761 ほか 15 筆
芝田 篤	三重郡菰野町永井 500	三重郡菰野町大字永井字東島 3198 ほか 2 筆
石川 雅人	三重郡菰野町永井 572	三重郡菰野町大字永井字東浦 3654 ほか 2 筆
株式会社 ふぁーむまつおか	三重郡菰野町千草 6078	三重郡菰野町大字千草字上岡 7441-1 ほか 2 筆
西森 偉統	津市白山町八対野 2959-2	津市白山町八対野道山垣内 2927 ほか 2 筆
石井 康宏	津市芸濃町北神山 451-1	津市芸濃町椋本響野 6408
農事組合法人 土実樹	度会郡南伊勢町切原 502 番地	度会郡南伊勢町切原字東谷 3139 ほか 4 筆

農事組合法人 グリーンメイト切原	度会郡南伊勢町伊勢路 3771 番地	度会郡南伊勢町切原字東谷 3121 ほか 3 筆
株式会社 オレンジアグリ	南牟婁郡御浜町大字下市木 2281 番地の 2	南牟婁郡御浜町下市木大立 269-1 ほか 7 筆
仲井 照清	南牟婁郡御浜町下市木 4495 番地	南牟婁郡御浜町下市木畑ケ尻 5334 ほか 1 筆
東條 正一	南牟婁郡紀宝町鶴殿 1545 番地 20	南牟婁郡御浜町阿田和平安山 3379-7 ほか 2 筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2) 縦覧期間

平成 28 年 8 月 5 日から同月 18 日まで

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 28 年 8 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成 28 年度 環境修復事業 第 202-4 分 6002 号

四日市市内山事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（運搬及び中間処理（焼却）または埋立処分）

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託業務履行期間

契約日から平成 29 年 3 月 29 日（水）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県四日市市内山町地内

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

ウ 共同企業体（自主結成とします。）として参加する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

(ア) 共同企業体結成に当たり共同企業体協定書（様式は別添様式によります。）を締結していること。

(イ) 構成員数は、7 者以内（運搬を行う構成員 4 者以内、処分を行う構成員 3 者以内）であること。

(ウ) 構成員の全てが 2(1) ア及びイに該当していること。

(エ) 構成員の全てが三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の登録確認を受けていること。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第 14 条第 1 項及び第 6 項の規定に基づき、産業廃棄物について、次の 2 表に掲げる処理内容に応じた全ての

許可を同表に定めるところにより有する者（共同企業体にあつては、各構成員が自ら行う処理の内容に応じ、運搬を行う構成員については次の表 1 に掲げる全ての許可を同表に定めるところにより有し、処分を行う構成員については次の表 2 に掲げる処理内容に応じた全ての許可を同表の定めるところにより有する共同企業体）であること。

表 1 収集運搬に係る許可

運搬する廃棄物等の区分	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	許可品目
産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの混合物）	産業廃棄物収集運搬業	第 14 条第 1 項	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

注 1 上表に掲げる許可は、三重県知事及び処理施設の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。ただし、廃棄物の処分において、処理施設が 2 箇所以上にわたる場合、それらの施設間の運搬のみを担う構成員については、それらの処理施設の所在地において許可を有していればよいこととする。

表 2 処分に係る許可

廃棄物等の区分	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	事業の区分	許可品目	必要とする処理能力
産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの混合物）	産業廃棄物処分業	第 14 条第 6 項	中間処理（破碎）	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	処分業許可において、廃プラスチック類として 1 日当たり 56 トン以上の中間処理（焼却）を行う能力を有すること。
			中間処理（焼却）		
			中間処理（破碎）	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	処分業許可において、廃プラスチック類として 1 日当たり 56 トン以上の中間処理（破碎）を行う能力を有すること。
			最終処分（管理型埋立）		

注 2 上表に掲げる廃棄物は混合物として排出されるため、同一の処理施設において、許可品目の欄に掲げる品目が同時に処理できること。

注 3 中間処理（破碎）については、中間処理（焼却）又は最終処分（管理型埋立）の前段として実施するものであり、中間処理（焼却）にあつては必要の都度、最終処分（管理型埋立）にあつては全量を対象として実施するものである。

なお、焼却処理施設と一体として設置している破碎処理施設において、焼却の前処理として破碎を実施する場合においては許可を求めるものではない。

注 4 廃棄物の処理にあつては、中間処理（焼却）又は最終処分（管理型埋立）のいずれかの方法により実施するものとし、処理内容に応じた「許可」を有し、上表に掲げる「必要とする処理能力」の要件を満たすものでなければならない。

なお、処理体制として中間処理（焼却）と最終処分（管理型埋立）を組み合わせた受注形態によることは差し支えないものとするが、その場合においては、いずれの「許可」も有し、上表に掲げる「必要とする処理能力」のいずれの要件も満たしていなければならないものとする。

注 5 共同企業体での受注にあつては、処分業務を担当する複数の構成員の処理能力の合計が要件を満たすものであればよいものとする。

オ 廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに掲げる欠格条項に該当しないこと。

カ 入札参加申請の日前 5 年間に於いて、廃棄物処理法に基づき、次のいずれの不利益処分も受けておらず、その後落札日までに当該条項に該当しないこと。

- (ア) 廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物処理法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（廃棄物処理法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。））
- (イ) 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（廃棄物処理法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7）
- (ウ) 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 2 の 2 及び第 15 条の 3）
- (エ) 再生利用認定の取消し（廃棄物処理法第 9 条の 8 第 9 項（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。））

- (オ) 広域認定の取消し（廃棄物処理法第9条の9第10項（廃棄物処理法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
 - (カ) 無害化認定の取消し（廃棄物処理法第9条の10第7項（廃棄物処理法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
 - (キ) 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（廃棄物処理法第19条の3）
 - (ク) 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（廃棄物処理法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）
- キ 廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。なお、共同企業体で入札に参加しようとする者は、共同企業体協定書に定める代表者（代表構成員である企業）が入札書を提出するものとします。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、単体企業にあつては(1)に掲げる申請書を、共同企業体にあつては(1)及び(2)に掲げる申請書等を、平成28年8月19日（金）17時まで、調達システムで入札する場合にあつては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあつては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(3)から(8)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書（様式第1号）（共同企業体にあつては、共同企業体用申請書（共様式第1号）によるものとします。）
- (2) 共同企業体にあつては、共同企業体に係る協定書等関係書類
 - ア 特定業務共同企業体協定書（共様式第2号）
 - イ 特定業務共同企業体使用印鑑届（共様式第3号）
 - ウ 特定業務共同企業体委任状（共様式第4号）
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (5) 2(2)エ表1に示す産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）
- (6) 2(2)エ表2に示す産業廃棄物処分業許可証（写し）
- (7) 2(2)エ表2に示す必要とする処理能力の確認書類（処理施設残余容量確認書 様式第4号）（埋立処分による場合のみ確認書類の提出が必要となります。）
- (8) 2(2)オからクまでを証明する書類（誓約書 様式第5号）

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
 - 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
 - 三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班
 - 電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069
- (2) 契約条項を示す場所
 - 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
 - 三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム総務班
 - 電話 059-224-2483 ファクシミリ 059-224-2530

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 28 年 8 月 19 日（金）17 時まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 28 年 9 月 2 日（金）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 28 年 9 月 14 日（水）14 時 30 分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 28 年 9 月 14 日（水）14 時 30 分

なお、三重県庁内郵便局へは平成 28 年 9 月 5 日（月）から同月 14 日（水）14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

案件名 平成 28 年度 環境修復事業 第 202-4 分 6002 号

四日市市内山事案支障除去対策事業廃棄物処理業務委託（運搬及び中間処理（焼却）または埋立処分）

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 28 年 9 月 14 日（水）14 時 40 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額（廃棄物に係る処理料の単価と想定数量の積（消費税及び地方消費税を含む額）の総額）の 100 分の 10 以上の額とします。

ただし、規則第 75 条第 2 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否
要

- (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

- (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Commissioned project

Environmental remediation Project (No. 202-4-6002):

Disposal (incineration and/or landfill) of industrial waste, implemented as a part of permanent countermeasure for the environmental remediation project on *Yokkaichi-shi Uchiyama Case*

- Period of the commission: Date of contract - March 29, 2017

- Location of the environmental remediation project site: Uchiyama, Yokkaichi-City, Mie Prefecture, Japan

- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification

Submissions will be accepted from the date of this public announcement until 5:00 P.M. on Friday, August 19, 2016.

- (3) Bid submission deadline

(Electronic submission)

The deadline for the submission of tenders via the electronic bidding system is 2:30 P.M. on Wednesday, September 14, 2016.

(Bid submission by registered mail)

We will collect bid documents at the designated post office at 2:30 P.M. on Wednesday, September 14, 2016.

The bids documents shall be submitted via General or Simple Registered Mail and be arrived at the post office between Monday, September 5, 2016 and 2:30 P.M. on Wednesday, September 14, 2016.

- (4) Bid opening date and location

Date: 2:40 P.M. on Wednesday, September 14, 2016.

Location: General Affairs Division of Environmental and Social Affairs, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan)

- (5) Project managing authority

Waste Processing Project Team, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

(Address: 13 Komei-cho, Tsu city, Mie Prefecture, 514-8570, Japan; Tel: +81(0)59-224-2483)

- (6) Applications must be made in Japanese.

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
